

せいかつ ほ ご せいど

Q1 生活保護はどんな制度ですか？

A1 すべての国民が健康で人間らしく暮らせるよう、国が保障する制度です。

●日本国憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。生活保護は、病気や高齢、働き手の死亡など様々な事情で生活に困ったとき、足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるように援助をする制度です。

ほ ご う

Q2 保護を受けるにあたってしなければならないことはありますか？

A2 今の生活を支えるための努力をしてください。

●預貯金などを生活費にあててください。また、親族から援助を受けられる方はその援助を受けるようにし、働ける人は能力に応じて働いてください。年金や手当等を受けられる方は受けてください。（手当等については、奈良市役所発行の「なら暮らしの便利帳」をご参照ください）

ひょう ほ ご ひ ふじょ

Q3 どんな費用が保護費として扶助されるのでしょうか？

A3 社会生活を営む上で必要な次の扶助です。

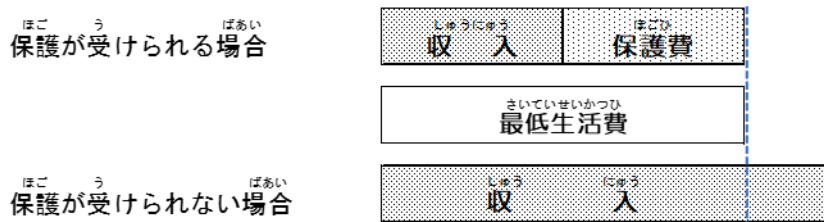
| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| せいかつふじょ 生活扶助 | しょくひ いりょうだい こうねつすいひ かいごほけんりょう せいかつ ひつよう ひょう 食費・衣料代・光熱水費・介護保険料など生活に必要な費用 |
| じゅうたくふじょ 住宅扶助 | やちん ちだい じゅうたく ひつよう ひょう 家賃・地代など住宅に必要な費用 |
| きょういくふじょ 教育扶助 | しょう・ちゅうがっこう がくようひん きゅうしょくひ ぎむきょういく う ひつよう ひょう 小・中学校の学用品や給食費など義務教育を受けるのに必要な費用 |
| かいごふじょ 介護扶助 | かいご う りょう しゃふたん 介護サービスを受けるときの利用者負担 |
| いりょうふじょ 医療扶助 | びょう いりょうきかん ちりょう う ひつよう ひょう ほけんしんりょう はんい 病気やけがのため医療機関で治療を受けるのに必要な費用（保険診療の範囲内です） |
| しゅっさんふじょ 出産扶助 | しゅっさん ひつよう ひょう 出産に必要な費用 |
| せいぎょうふじょ 生業扶助 | じりつ しごと はじ しごと なら ひつよう ひょう こうとうがっこうとうしゅうがくひょう 自立のために仕事を始めたり仕事を習うのに必要な費用・高等学校等就学費用 |
| そうさいふじょ 葬祭扶助 | そうさい ひょう 葬祭にかかる費用 |

Q4 保護を受けられるのはどうとき？

A4 国が定める基準額よりあなたの世帯の収入が少ないときです。

●国によって計算された「最低生活費」と保護を受けようとする方々の世帯のすべての収入をくらべて収入が最低生活費を下まわる場合にその不足分が支給されます。「最低生活費」とは、1か月生活するのに必要な最低限度の金額を国が定めているものです。

働いていて、就労収入がある方でも「最低生活費」に満たない場合は、生活保護を受けることができます。

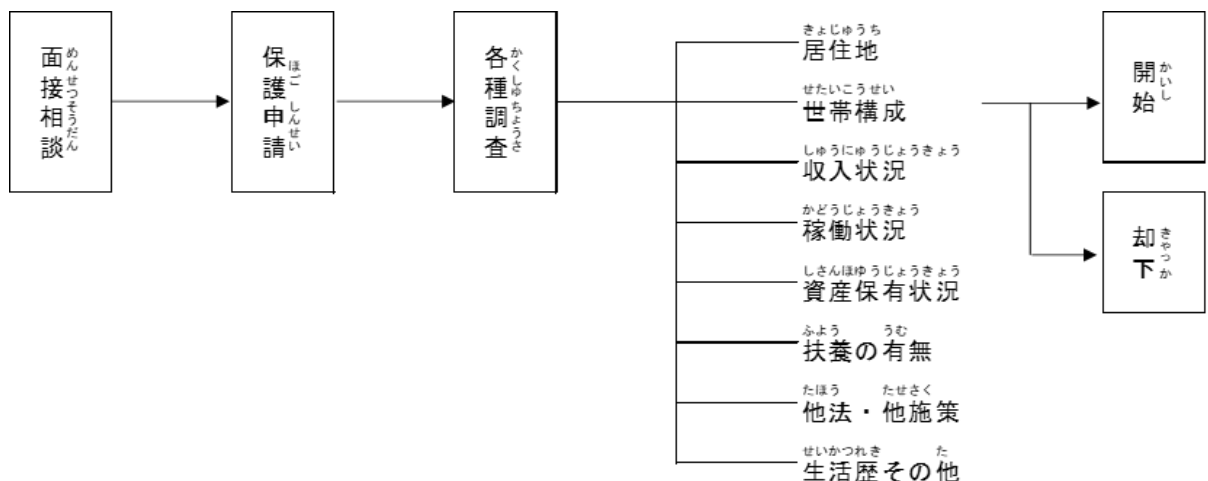


Q5 保護はどのようにして決定されますか？

A5 調査の結果に基づいて保護が必要かどうかの決定をします。

●保護の申請をされると、担当員がご家庭を訪問して必要な調査をさせていただきます。また資産や収入の状況について関係先などに調査を行うとともに、あなたの扶養義務者(親・兄弟など)の方に援助の可能性について調査をいたします。

生活状況の調査や資産調査等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内(調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日)に生活保護が必要かどうか決めて、お知らせします。



そうだん

Q6 どこに相談すればいいのですか？

ほごか ちか 民生委員 いいん そうだん
A6 保護課または、お近くの民生委員にご相談下さい。

せいかつ こま ほごか ちか 民生委員 いいん たず びょうき こ
●生活に困ったらまず保護課または、お近くの民生委員にお尋ねください。病気などでどうしても来られな
かた でんわ てがみ れんらく ほごか しょくいん たく ほうもん はなし うかが こま
い方は電話や手紙でご連絡ください。保護課の職員がお宅を訪問してお話を伺います。困っているご
ほんにん みうち かた そうだん ちいき 民生委員 いいん し かた ほごか
本人にかわって、身内の方が相談することもできます。地域の民生委員をお知りになりたい方は、保護課
ふくし せいさくか たず
または福祉政策課へお尋ねください。

しんせいじ じさん

Q7 申請時に持参するものはありますか？

しんせいじ ちょうさ しんさ ひつよう しょうい しりょう ていしゆつ ねが ばあい
A1 申請時、調査や審査に必要な書類や資料の提出をお願いする場合があります。ただし、これ
そろ ばあい しんせい
らのものが揃えられない場合でも、申請はできます。

しんせいじ じさん れい
●申請時に持参するものの例

- せたいぜんいん しゆうにゆうじょうきよう きゆうりようめいさい ねんきんふりこみ つうちしょ
・世帯全員の収入状況がわかるもの(給料明細や年金振込通知書など)
- よちよきん げんきん とち たてもの せいめいほけん しさんじょうきよう つうちょう ほけん しょうけん けいやくしょ
・預貯金、現金、土地、建物、生命保険などの資産状況がわかるもの(通帳・保険証券や契約書など)
- ほんにんかかくにん しょうい けんこうほけんしょう うんてんめんきょしょう
・本人確認書類(マイナンバーカード・健康保険証や運転免許証など)
- やちん しょうい
・家賃のわかる書類

やちん たか せいかつ こま やちんぶん せいかつ ほご ふじよ

Q8 家賃が高いので、生活に困っています。家賃分だけ生活保護で扶助されないで

かてい じじょう じぶん てんきよ あたら いえ か ひよう
しょうか？家庭の事情で自分だけ転居したいのですが、新しく家を借りるための費用

ふじよ
は扶助されないでしょうか？

かぞく ひとり にゆういん いりようひ こま いりようひ せいかつ

Q9 家族の一人が入院して医療費がかさむので困っています。医療費だけ生活

ほご しきゆう
保護で支給されないでしょうか？

いりようひ じゆうたくひ ひよう たかく りゆう ほご たいしゆう
A8・A9 医療費や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額という理由だけでは、保護の対象
くに きじゆん さいてい せいかつひ しゆうにゆう ひかく ほご
になりません。「A4」でおこたえしたように、国の基準による最低生活費と収入とを比較して保護は
き いりようひ こくみん けんこうほけん げんめん せいど こうかく りようひょうひ しきゆう とう かくしゆ
決まります。なお、医療費については国民健康保険の減免制度や高額療養費の支給等各種の
いりようひ じよせい せいど くわ かく たんとうか たず
医療費助成制度があります。詳しくは各担当課にお尋ねください。

おとと せいじん むすこ ぐ むすこ しゅうにゅう すく むすこ
Q10 夫と成人した息子と3人暮らしですが、息子の収入が少ないため、息子だけ
せいかつ ほご う
生活保護を受けられないでしょうか？

A8・A9・A10 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっております。よって、世帯員の一部の人だけ生活保護を受けることは原則できません。また、医療費
せたいん いちぶ ひと せいかつ ほご う げんそく いりょうひ
や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額だという理由だけでは、保護の対象になりません。

わたし みよ じぶん そうしき ちよきん て
Q11 私は身寄りもなく、自分のお葬式のための貯金には手をつけたくありません。し
しゅうにゅう こま
かし収入はなく、とても困っています。

A11 保護を受けるためには貯金はまず、今の生活費にあてていただきます。葬祭費は生活
ほご う ちよきん いま せいかつひ そうさい ひ せいかつ
保護で定められた範囲で保障されています。

こうか も ほご う き ていど
Q12 高価なものを持っていると、保護は受けられないと聞いていますが、どの程度
だつだめなのでしょうか？

A12 定期預金や学資保険(解約返戻金50万円以上の場合)のような貯蓄的な性格の保険な
ていきよきん がくしほけん かいはくへんれいきん まんえん いじょう ばあい ちよちくてき せいかく ほけん
ど容易に現金化できるものは中途解約して生活費にあてていただきます。その他宝石類など
ようい げんきん か ちゅうと かいやく せいかつ ひ たほうせきり
日常生活に不要なもので、売ればお金になるものは、金額の多少に関係なく処分していただくの
にちじょうせいかつ ふよう う かね きんがく たしょう かんけい しよぶん
が原則です。このような場合はご相談ください。

せいかつ ほご う こども こうこう だいがく しんがく
Q13 生活保護を受けていても子供を高校や大学に進学させることができますか？

A13 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる
こうとう がっこう とう しゅうがく そつぎょう とうがい せたい じりつ じちょう こうか てき みと
場合は、生活保護を受けながら高校に行くことができ、高等学校等就学費(公立高校額以内の
ばあい せいかつ ほご う こうこう い こうとう がっこう とう しゅうがく ひ こうりつ こうこう がく いない
額)を支給します。大学に進学する場合には日本学生支援機構などの公的な就学資金の貸付け
がく しきゅう だいがく しんがく ばあい にほんがくせいしえんきこう こうてき しゅうがく しきん かしつ
を受けて進学することを条件として行くことはできますが、その子どもは生活保護を受けることがで
う しんがく じょうけん い こ せいかつ ほご う
きません。大学や専門学校等へ進学した際には、進学準備給付金が支給されます。

じぶん めいぎ いえ す ばいきやく ほご う
Q14 自分名義の家に住んでいます。売却しないと保護は受けられませんか？

A14 今住んでいる家や土地が、住まいとして使うより売却した方が価値ある場合は、売却してい
います いえ とち す つか ばいきやく かし ばあい ばいきやく
ただきます。ただし、売却したら保護費を返すという条件で、当面生活保護が受けられる場合もあり
ばいきやく ほご ひ かえ じょうけん どうめんせいかつほご う ばあい
ます。65歳になると、要保護世帯向けの不動産担保型生活資金制度(リバースモーゲージ)に
さい よう ほご せたいむ ふどうさんたんぼがたせいかつしきん せいど
変更となり、生活保護の適用から外される場合もあります。

じ どう しや ほ ゆう ばいきやく
Q15 自動車を保有していますが、売却しなければならぬのでしょうか？

とくべつ ば あい のぞ じ どう しや ほ ゆう みと
A15 特別な場合を除いて自動車の保有は認められません。

つぎ ば あい れいがいてき ほ ゆう みと たんとう そうだん
次の場合は例外的に保有を認められることがありますので、担当ケースワーカーに相談してください。
ば あい にんいほけん かにゆう ひつよう た じどうしや い じ ひ ほか
いずれの場合も、任意保険への加入が必要であり、その他の自動車維持費についても、他からの
えんじよ た しさく かつよう かくじつ み こ かた かぎ へんさいちゆう
援助、他施策の活用などにより確実にまかなえる見込みがある方に限られます。なお、ローン返済中の
じどうしや ほ ゆう みと
自動車については保有を認められません。

ほ ご かいしんせいじ しつぎょう びょうき しごと ちゆうだん げついない しごと さいかい
1) 保護の開始申請時に失業や病気により仕事を中断しているが、おおむね6か月以内に仕事を再開
ほ ご じりつ み こ ばあい
し、保護からの自立が見込まれる場合。

しょう かた ほ ごじゆきゆうしや つういん ていきてき じどうしや ひつよう ばあい
2) 障がいがある方(保護受給者)の通院などのために定期的に自動車を必要とする場合。

しょう かた つうきん ばあい
3) 障がいのある方が通勤する場合。

こうきょうこうつうきかん りょう むずか ちいき きよじゆう かた つうきん ばあい
4) 公共交通機関の利用が難しい地域に居住する方が通勤する場合。

こうきょうこうつうきかん りょう むずか ちいき きんむさき つうきん ばあい
5) 公共交通機関の利用が難しい地域にある勤務先に通勤する場合。

しんやきんむ しごと ほか こうつうしゆだん つか ばあい
6) 深夜勤務などの仕事により、他の交通手段が使えない場合。

ほいくしよ たくじ ひつよう ほいくしよ こ そうげい しょくぼ む こうつうしゆだん
7) 保育所などへの託児の必要があり、保育所などへ子どもを送迎してから職場へ向かう交通手段が
じどうしやいがい ばあい
自動車以外にない場合。

せいめいほ けん かにゆう しんこく ひつよう
Q16 生命保険に加入していますが、申告が必要でしょうか？

せいめいほ けん しさん しんこく かいやく ばあい
A16 生命保険も資産となりますので申告してください。解約を求められる場合があります。

せいじん むすこ おさな ころ わかれ し おく
Q17 成人した息子がいますが、幼い頃に別れたまま仕送りもしてやりませんでした。いまさら「面倒をみてくれ」とはいえませんが、

ば あい じつじよう おう ふようちゆうさ むり ふよう もと
A17 このような場合には実情に応じて扶養調査は行いますが、無理に扶養を求めるといことは
きほんてき せいかつ ほ ごほう みるぼうじよう ふようぎむしや ふよう ゆうせん
ありません。(基本的には、生活保護法では民法上の扶養義務者があるときは、その扶養を優先さ
せることになっています。)

とうじしや ねんいじようこうりゆう ふようぎむしや かた ふようちゆうさ おこな どうよう ふようぎむしや
DV当事者や10年以上交流のない扶養義務者の方には、扶養調査を行いません。同様に、扶養義務者
かた ほ ごじゆきゆうちゆう しせつにゆうしよちゆう ちようきにゆういんちゆう せんぎょうしゆふ しゆふ さいいじよう こうれいしや
の方が保護受給中、施設入所中、長期入院中、専業主婦・主夫、おおむね70歳以上の高齢者である
ばあい ふようちゆうさ おこな
場合は扶養調査を行いません。

ちゅうい 注意

●生活保護を実施する上で必要な指導や指示を受けたのに従わない場合は、生活保護が受けられなくなることがあります。

●不実の申請や届出をして不正に生活保護を受けた場合は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。または、刑法の詐欺罪等で罰せられることもあります。

●暴力団の組員である者は、急迫状況にある場合を除き、生活保護の適用を受けることは困難です。

※急迫状況とは、生存が危うい場合その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合をいいます。